

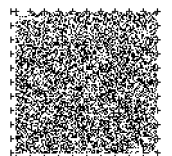
概 要 版

若狭町 第5次地域福祉計画



令和8(2026)年3月

若 狭 町

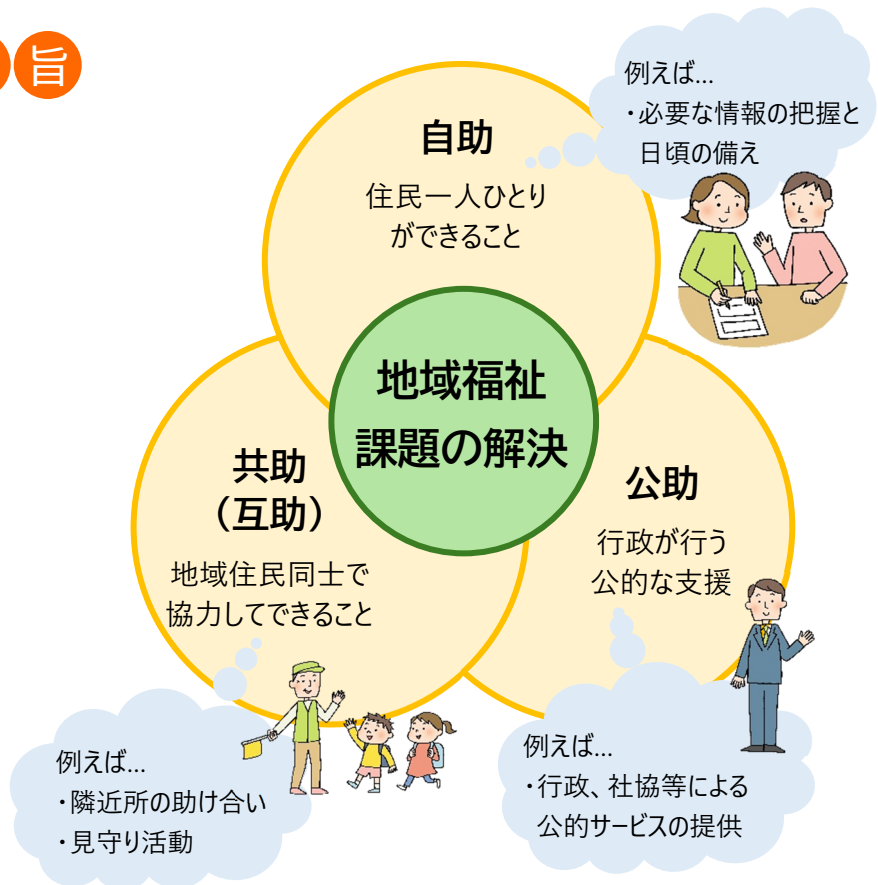


計画策定の趣旨

地域福祉とは？

年齢や障害の有無に関係なく、たとえ生活困難を抱えていたとしても、生きがいを持ちながら暮らすことができる地域を目指すことです。

地域全体で福祉課題を解決するためには、自助・共助（互助）・公助のもと、取組内容を明確にして推進していく必要があります。



若狭町では

令和3年に「若狭町第4次地域福祉計画」を策定し、「地域がつながり、みんなで支え合う、やさしさあふれるまち わかさ」を基本理念として、地域福祉を推進してきました。

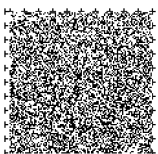
この度、第4次計画期間が終了することから、これまでの活動を評価し、さらなる計画の推進を図るため、「若狭町第5次地域福祉計画」（以下「本計画」という）を策定します。

計画の期間

本計画は、令和8年度を初年度として、令和12年度までの5か年計画とします。

ただし、社会情勢の変化への対応や他計画との整合性を図るため、期間中であっても必要に応じて見直しを行います。

年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度
若狭町地域福祉計画	第4次	本計画				



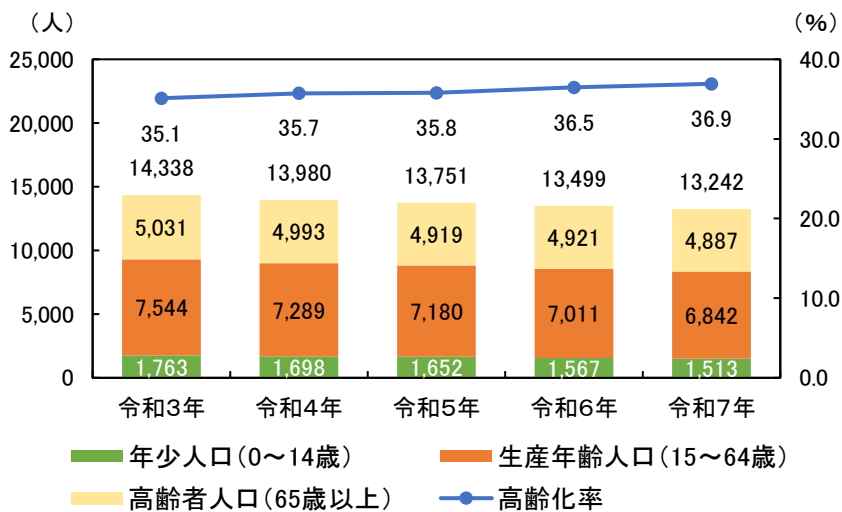
若狭町の状況

人口の状況

人口の推移を年齢区別にみると、すべての区分において減少傾向にあります。

一方、高齢化率は上昇しており、令和7年で36.9%となっています。

■ 年齢区分別人口と高齢化率の推移



事業所ヒアリングより

気になる人がいても、どこにつながらいいのかわからないことがある。

地域で支え合う意識は大切だけど、実際には担い手が足りなくなっている。



困っている人の情報が、関係者同士でうまく共有できていないと感じる。

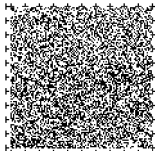
制度やサービスがあっても、住民に十分に知られていないのがもったいない。

若狭町の課題

住民主体の支え合い活動の継続と福祉意識の醸成

支援につながる相談体制と情報提供の強化

誰もが安心して暮らせる生活環境の整備と権利擁護の推進



基本理念

地域がつながり、みんなで支え合う、 やさしさあふれるまち わかさ



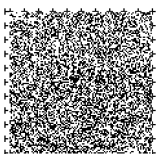
重点的な取組

分野横断で支える包括的な支援の推進

多様化・複雑化する地域課題に対応するため、住民の身近な困りごとや不安を地域で早期に把握し、適切な支援へと確実につなぎ、地域全体で支える包括的な支援を推進します。

住民個人からの相談に加え、民生委員・児童委員や自治会、集落サロン等における日常的な地域活動を入口として、庁内関係課や社会福祉協議会、地域包括支援センター等が情報共有や連携を行い、分野横断的な支援の実施に努めます。

また、複数分野にまたがる課題や制度の狭間にある課題についても、行政と関係機関が連携し、アウトリーチを含めた早期の把握・対応から継続的な支援まで切れ目なく行うことで、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりを推進します。



基本目標 1

包括的な支援体制づくり

高齢者や障害のある人、こども、子育て世帯等、誰もが身近な地域で交流し、つながりを深めることができるよう、集落サロン等の交流拠点の充実や既存施設の活用を推進します。

また、地域における日頃からの見守りや支え合いの活動を支援し、行政や関係機関との連携強化を図ることで、制度の狭間にある課題を早期に発見し、一人ひとりのニーズに合わせた切れ目のない包括的な支援体制の構築を目指します。

基本方針（１） 多様な世代が集える交流拠点づくりの促進

- ・居場所づくりの支援促進
- ・各種教室等の周知・開催
- ・地域拠点施設の利用促進

基本方針（２） 日常的な支え合いを生む地域活動体制の強化

- ・誰もが参画できる地域福祉活動の環境づくり
- ・地域福祉活動への支援
- ・地域での声かけの促進

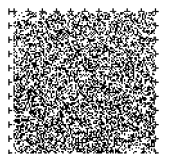
基本方針（３） 途切れない支援につなげる相談体制の充実

- ・包括的・総合支援体制の充実
- ・各種相談事業の実施
- ・配偶者等からの暴力に関する正しい知識の普及

団体・事業所ができること



- ★ 事業所等の施設開放や資源活用により、サロンや居場所、活動の場を提供し、地域住民が主体的に参加できる交流活動を支援しましょう
- ★ 住民の困りごとを発見し、行政や関係機関と情報共有を行いながら、課題解決に取り組みましょう
- ★ 潜在的な福祉課題を早期に発見できるよう、ケアマネジャーや行政、他の事業所とのネットワークを強化し、情報共有や活動の相互協力を積極的に行いましょう



基本目標 2

地域福祉の意識の醸成と担い手づくり

地域福祉を「自分ごと」として捉え、住民一人ひとりの理解と関心を広げるための広報・啓発や福祉教育、学習機会の充実を図ります。

また、ボランティア活動への参加促進や地域福祉を支える人材の養成・資質向上に取り組むとともに、デジタル媒体も活用しながら、必要な情報が確実に届く効果的な情報提供体制の整備に努めます。さらに、住民が主体的に支え合いに参画し、次代の地域福祉を担う多様な担い手が育つまちづくりを推進します。

基本方針（１） 住民の理解と関心を広げる福祉意識の向上

- ・地域福祉の広報啓発
- ・福祉教育の推進
- ・介護保険や認知症に関する理解の促進
- ・障害のある人への理解の促進
- ・人権意識の醸成

基本方針（２） 参加・継続しやすいボランティア活動の促進

- ・各種募金や寄付等の推進、周知
- ・ボランティア出前講座の実施
- ・ボランティア活動への支援

基本方針（３） 地域福祉を担う多様な人材育成の推進

- ・認知症サポーターの養成
- ・認知症キャラバン・メイトの養成
- ・フレイルサポーターの養成
- ・相談担当職員の技能向上
- ・ゲートキーパー養成講座の開催
- ・若狭町民生委員児童委員協議会への支援
- ・民生委員・児童委員活動の充実

基本方針（４） 必要な情報が届く効果的な情報提供体制の整備

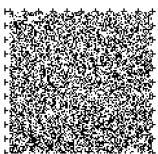
- ・こどもの学習・生活支援事業の周知
- ・福祉サービスの情報公開の推進
- ・地域活動に係る情報発信の充実
- ・空き家情報（空き家バンク）の周知・活用
- ・住居確保給付金の周知
- ・町内事業所との連携強化

団体・事業所ができること



積極的に行いましょう！

- ★ 学校や保育所との交流を積極的に行い、子どもたちが地域福祉を身近に感じ、正しく理解できる機会を増やしましょう
- ★ 行政や社会福祉協議会と連携して、地域のボランティアニーズを的確に把握し、活動情報の積極的な発信等を通じて、住民が参加・継続しやすい環境を整えましょう
- ★ 民生委員・児童委員や行政とのネットワークを強化し、地域全体で支え合う体制づくりに協力しましょう
- ★ 活動内容が地域住民に広く知れわたるよう、多様な媒体を使ってわかりやすく発信しましょう



基本目標3

誰もが安心して暮らせる環境づくり

多様化・複雑化した課題を抱える世帯や個人に対して、専門的な相談支援や関係機関との連携によるきめ細かな支援の推進に努めます。

また、災害時における避難行動要支援者への支援体制の強化や個別避難計画の作成、成年後見制度の利用促進をはじめとした権利擁護の取組を推進します。さらには、再犯防止支援等の推進により、障害の有無や年齢、状況に関わらず、すべての人が住み慣れた地域で、安心して自分らしく暮らせる環境づくりを進めます。

基本方針（1） 複合的な課題に対する支援の充実

- ・ 制度の狭間にある人の早期発見・対応
- ・ 自立相談支援事業の実施
- ・ 障害のある人の雇用・就業の推進
- ・ 介護保険事業と障害福祉サービス事業の連携と共生型サービスの検討
- ・ 身寄りのない高齢者に対する支援
- ・ ヤングケアラーの把握・支援
- ・ 居住支援の推進

基本方針（2） 災害時における要支援体制の強化

- ・ 日常的な防災に関する取組
- ・ 見守り活動の充実
- ・ 避難行動要支援者支援台帳の整備
- ・ 災害時の支援体制の整備検討
- ・ 自主防災組織の推進

基本方針（3） 誰もが安心できる権利擁護と成年後見制度の活用促進

- ・ 権利擁護に関する各種制度の適切な運用
- ・ 関係機関との連携体制の構築
- ・ 親族後見人への支援
- ・ 相談・対応体制の整備

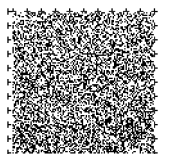
基本方針（4） 地域で支える再犯防止支援の推進

- ・ 社会を明るくする運動の推進
- ・ 地域ケア会議の開催
- ・ 再犯防止と自立に向けた地域支援の推進



団体・事業所ができること

- ★ 日々の業務や地域との関わりを通じて、複合的な課題を抱える住民を把握し、行政や専門機関へつなぐ役割を担いましょう
- ★ 避難行動要支援者の的確な把握や個別避難計画の作成に積極的に協力しましょう
- ★ 日常の支援を通じて、利用者の困りごとや権利侵害の兆候を早期に発見し、行政や関係機関へ確実につなげましょう
- ★ 社会を明るくする運動や保護司、協力雇用主会等と連携し、罪を犯した人の社会復帰や就労を支えるとともに、地域全体で立ち直りを見守る体制づくりに協力しましょう



計画の推進体制

住民、地域、事業者等との協働による計画の推進

地域福祉の推進には、住民の協力が不可欠です。住民が地域福祉活動に積極的に取り組むことができるよう、保健・福祉・医療の関係機関や社会福祉法人、福祉サービス事業者、学校、ボランティア団体、地域に関わる組織・団体等との連携を強化し、それぞれの立場で役割を果たしつつ、協働しながら計画を推進します。



庁内の連携体制強化と社会福祉協議会との連携強化

地域福祉の推進にあたっては、福祉分野以外にも、保健医療や食育、建設、生活環境等、様々な分野との連携が必要となります。そのため、関係各課と総合的かつ横断的な連携体制を強化し、情報共有に努めます。

また、社会福祉協議会との連携を強化し、情報共有に努めながら、地域福祉を推進します。



計画の周知

住民が地域福祉に対する関心を高め、主体的に参画することができるよう、本計画や地域福祉に関する情報を多様な媒体を活用しながら、広く住民に周知し、地域福祉に関する意識啓発を図ります。



計画の進行管理と評価

本計画の進捗状況の管理・評価については、PDCAサイクルを取り入れ、取組や事業の把握、評価をしながら改善、見直しを行い、推進していきます。



概要版

若狭町第5次地域福祉計画

令和8（2026）年3月

発行：若狭町 福祉課

〒919-1592 福井県三方上中郡若狭町市場 20-18

TEL 0770-62-2703 FAX 0770-62-1049

